

市教総 第4-1号
令和5年4月3日

保護者 各位

市川三郷町教育委員会
教育長 渡井 渡
(公印省略)

令和5年度の学校におけるマスクの取扱いについて

保護者の皆様方におかれましては、日ごろから本町学校教育の推進にご理解とご協力をいただいております。心から感謝申し上げます。

さて、令和5年度新学期以降の学校におけるマスクの着用の考え方について、過日、文部科学省と山梨県教育委員会から、「学校教育活動の実施に当たっては、マスクの着用を求めないことを基本とする」ことが通知されました。

そこで、本町といたしましても、同様の対応をとることとします。

ただし、マスクの着用を希望したり、健康上の理由によりマスクを着用できない児童生徒もいることなどから、学校や教職員がマスクの着脱を強いることのないようにいたします。

また、学校教育活動の中で、「感染リスクが比較的高い学習活動」の実施においては、活動場面に応じて、一定の感染対策を講じ、咳やくしゃみの際には、咳エチケットを行うよう児童生徒に指導してまいります。その他等におきましては学校の判断となりますのでご承知おきください。

なお、今後も基本的な感染対策は重要であり、引き続き「換気」、「三密の回避」、「人と人の距離の確保」、「手洗い等の手指衛生」等を実施してまいります。

保護者の皆様には、ご理解とご協力のほどをよろしくお願いいたします。

市川三郷町教育委員会
教育総務課 TEL 055-272-6093